

令和6年10月1日より先発医薬品 (長期収載品)にかかる医療費の 一部が自費負担となります。

長期収載品とは

後発医薬品(ジェネリック医薬品)が発売されてから5年を経過した先発医薬品のことです。

※経過年数が5年未満でも後発品置換率が50%を超えるものを含みます。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は先発品とほぼ同等の効果で、価格がより安価であることが知られています。

令和6年診療報酬改定により、**(後発品が選択可能にもかかわらず)長期収載品である先発医薬品の処方を受ける場合には、患者さまの自己の選択によるものとして、その費用の一部が保険給付の対象外となります。**

ただし、以下の場合は従来通り保険給付の対象となります。

- ・医療上の必要性があると認められる場合
- ・後発医薬品が無い場合など、提供することが困難な場合

後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1が保険給付の対象外となります。

例) 先発品200円 後発品100円の場合

$(200円 - 100円) \times 1/4 = 25円$ (上乗せ部分)

《1割負担の場合》

従来の負担額: $200円 \times 0.1 = 20円$

改定後: $(200円 - 25円) \times 0.1 + 27.5円(税込) = 45円$

《2割負担の場合》 40円→62.5円

《3割負担の場合》 60円→80円



静岡厚生連

清水厚生病院